

(参考) 廃棄物処理法における各種許可、及び各リサイクル法における認定制度の違い

			申請できる者	取り扱える廃棄物	許可・認定の特徴	収集運搬業許可	中間処分業許可	廃棄物処理施設許可	再委託の可否
廃棄物処理法	一般廃棄物処理業		指定なし	一般廃棄物	—	許可制度	許可制度		禁止 (災害時を除く)
	(特別管理一般廃棄物) ※一般廃棄物処理業許可で扱う		指定なし	特別管理一般廃棄物 ※一般廃棄物処理業許可で扱う	廃棄物処理法第14条の4第17項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者等も、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。	許可制度	許可制度		禁止 (災害時を除く)
	一般廃棄物処理施設		指定なし	一般廃棄物、特別管理一般廃棄物	—			許可制度	
	産業廃棄物処理業		指定なし	産業廃棄物	—	許可制度	許可制度		原則禁止
	特別管理産業廃棄物処理業		指定なし	特別管理産業廃棄物	—	許可制度	許可制度		原則禁止
	産業廃棄物処理施設		指定なし	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	—			許可制度	
	広域認定制度	一般廃棄物	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品が廃棄物(一般廃棄物、特別管理一般廃棄物)となったもの(告示の17品目が対象。広域処理が不向きな性状のものを除く)	製造・販売事業者等が製品等を広域的に回収・再資源化する事業に対する認定制度	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
		産業廃棄物	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品が廃棄物(産業廃棄物、特別管理産業廃棄物)となったもの(広域処理が不向きな性状のものを除く)	製造・販売事業者等が製品等を広域的に回収・再資源化する事業に対する認定制度	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
食品リサイクル法	再生利用事業計画の認定		食品関連事業者 特定肥飼料等製造業者 特定肥飼料等の利用者	食品廃棄物等	食品廃棄物等の再資源化を行う事業。荷積み・荷下ろしを行う市区町村の一般廃棄物収集運搬許可が不要になる。	一廃のみ許可不要	(廃棄物処理法で許可)	(廃棄物処理法で許可必要)	禁止
小型家電リサイクル法	再資源化事業計画の認定		指定なし	使用済小型電子機器等	使用済小型電子機器の再資源化を行う事業。一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業及び処分業許可が不要になる。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
プラスチック資源循環促進法	再商品化計画の認定		地方公共団体	市町村が分別して収集するプラスチック使用製品廃棄物	市区町村が再商品化計画を作成し再商品化事業者と連携して事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	原則禁止
	自主回収・再資源化事業計画の認定		製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品を含む使用済プラスチック使用製品	製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
	再資源化事業計画の認定		排出者、再資源化事業者	排出事業者等が排出したプラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者又は排出事業者から委託を受けた者が再資源化事業計画を作成し事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
再資源化事業等高度化法	高度再資源化事業計画の認定	一般廃棄物	指定なし	一般廃棄物(家電4品目を除く)	製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進。温室効果ガス削減必須。	不要	不要	許可不要	可
		産業廃棄物	指定なし	産業廃棄物(家電4品目を除く)	同上	不要	不要	許可不要	可
	高度分離・回収事業計画の認定	一般廃棄物	指定なし	告示で指定する廃棄物	特定の廃棄物における分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進。温室効果ガス削減必須。		不要	許可不要	禁止
		産業廃棄物	指定なし	告示で指定する廃棄物	同上		不要	許可不要	原則禁止
	類型③	一般廃棄物	指定なし	一般廃棄物、特別管理一般廃棄物	既存の廃棄物処理施設に対して高効率な設備導入等を促進。温室効果ガス削減必須。			廃棄物処理法 変更許可とみなす	
		産業廃棄物	優良産業廃棄物処分業者	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	同上			廃棄物処理法 変更許可とみなす	

※実際に申請する際には各種法令の手引き等を参照されたい。